



情報セキュリティマネジメントシステム

ISMSクラウドセキュリティ認証機関認定基準及び指針

JIP-ISAC101-3.0

2026 年 10 月 14 日

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター
(ISMS-AC)

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号

六本木ファーストビル内

URL <https://isms.jp/>

本文書は、Creative Commons Attribution 4.0 International License (CC BY 4.0) に基づき提供されています。

本文書の利用に関しましては、CC BY 4.0 の規定に加えて、本資料の発行元である一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター (ISMS-AC) が推奨事項および留意事項を定めております。その内容につきましては、「公開文書利用規約」をご参照ください。

なお、当該規約は CC BY 4.0 に基づく利用許諾を制限するものではありません。

改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改定箇所、改訂理由	備考
1.0	2020.8.26	JIP-ISAC100-3.1a の附属書 E 及び F を抜き出して ISMS クラウドセキュリティ認証を行う認証機関向けの認定基準及び指針として別冊とした。	
2.0	2024.6.14	ISO/IEC 27006-1:2024 発行に伴う、対応箇条の修正	
3.0	2026.10.14	ISO/IEC 27017:2026 発行に伴う、対応箇所の変更及び文書の利用規約を明示	

まえがき

この基準及び指針は、ISMSクラウドセキュリティ認証の認証業務を行っている第三者機関（以下、認証機関という）が、その業務遂行に関して適格であり信頼できると承認されるために遵守すべき一般要求事項及び指針を定めている。

この基準及び指針は、以下の本文で特段の定めのない限り、JIP-ISAC100「ISMS 認証機関認定基準及び指針」をそのまま適用する。

備考 ISO/IEC 27017:2026 と内容が一致する JIS Q 27017 が発行された後は、それに読み替えるものとする。

1. 要員の力量

- 1.1 ISO/IEC 27006-1の箇条7.1の要求事項に加えて、以下のクラウドセキュリティの知識をもたなければならない。
- a) クラウド基盤・要素技術（仮想化など）
 - b) ISO/IEC 27017:2026, 及び「ISO/IEC 27017に基づくISMSクラウドセキュリティ認証に関する要求事項」（JIP-ISMS517-2.0）
 - c) 関連する法令及び規制要求事項
 - d) クラウド固有の情報セキュリティリスク
- 1.2 ISO/IEC 27006-1の箇条7.2の要求事項に加えて、認証機関は、各審査員が知識及び経験をもっていることを次の各事項によって実証しなければならない。
- a) ISMSクラウドセキュリティ認証固有の認知された資格
 - b) 該当する場合には、審査員としての登録
 - c) 該当する場合には、ISMSクラウドセキュリティ認証研修コースへの参加、及び該当する資格の取得
 - d) 専門能力開発についての最新の記録
 - e) 該当する場合には、適格で権限をもつ他のISMSクラウドセキュリティ認証審査員によるISMSクラウドセキュリティ認証審査への立会い

2. ISMS クラウドセキュリティ認証審査チームの選定条件

ISO/IEC 27006-1の箇条7.2.2の要求事項に加えて、クラウドセキュリティの知識及び技能に関する継続的専門的能力開発（CPD）により実証しなければならない。

3. 認証文書

3.1 認証文書

認証文書に関する要求事項は、JIS Q 17021-1の箇条8.2.2に加えて、ISO/IEC 27006-1の箇条8.2.2 によるほか、次による。

3.1.1 適用範囲

JIS Q 17021-1 8.2.2 f)「該当する場合、各事業所における活動の種類、製品及びサービスの種類に関する認証の範囲。誤解を招くなど不明瞭にならないように明示する。」について、ISMSクラウドセキュリティ認証の認証文書では、認証文書の適用範囲の記述のなかでクラウドサービスが特定でき、誤解を招かない表現で明確に記載しなければならない。

ISMSクラウドセキュリティ認証の認証文書には、適用宣言書の版を含めなければならない。

注記1：ISMSクラウドセキュリティ認証においては、組織の提供する複数のサービスに関わる活動のうちの一部しか適用範囲に含まれていなくても、全てのサービスに関わる活動で認証を取得しているかのように誤解される恐れがある場合には、クラウドサービス名を明確に記載することが望ましい。

注記2：ISMSクラウドセキュリティ認証は組織に対するマネジメントシステム認証であり、製品又はサービスそのものに対する認証ではない。

3.1.2 クラウドサービスプロバイダ、クラウドサービスカスタマ

ISMSクラウドセキュリティ認証は、クラウドサービスプロバイダとクラウドサービスカスタマとの2つの立場での認証があるため、どちらの立場で認証を取得したのか、あるいは両方の立場で認証を取得したのかをJIS Q 17021-1 8.2.2の認証文書のなかで記載しなければならない。

3.1.3 認証に用いた規格及び／又はその他の規正文書によって要求されるその他の情報

ISMSクラウドセキュリティ認証における適用規格は、JIS Q 27001とJIP-ISMS517であるため、JIS Q 17021-1 8.2.2の認証文書の中で、JIP-ISMS517-2.0に適合している旨を記載しなければならない。また、同認証文書の中で、当該ISMSクラウドセキュリティ認証の基となるJIS Q 27001認証が識別できることを確実にしなければならない。

ISO/IEC 27017を認証文書に記載する場合には、ISO/IEC 27017はガイドラインである旨を明確に記述しなければならない。

記載例（クラウドサービスプロバイダとクラウドサービスカスタマとの両方の立場での認証の場合の例）

ISO/IEC 27017:2026のガイドラインに沿ったクラウドサービスプロバイダ及びクラウドサービスカスタマとして、JIP-ISMS517-2.0に適合していることを証する。

3.1.4 ISMS クラウドセキュリティ認証の有効期限

ISMSクラウドセキュリティ認証の有効期限は、基となるJIS Q 27001認証の有効期限を越えてはならない。

4. 審査工数

審査工数に関する要求事項は、ISO/IEC 27006-1の箇条9.1.4.2によるほか、ISMSクラウドセキュリティ認証のための審査工数を算出しなければならない。

認証機関は、ISMSクラウドセキュリティ認証の審査工数を決定するために、附属書A（規定）を用いなければならない。

5. 審査の実施

ISMSクラウドセキュリティ認証審査をJIS Q 27001のサーベイランス審査時、もしくは再認証審査時に併せて拡張する場合には、必ずしも第1段階と第2段階に分けて審査を行う必要はないが、JIS Q 27001認証の拡張であるISMSクラウドセキュリティ認証に関する依頼者の文書化したマネジメントシステム情報のレビューは行わなければならない。

6. 認証の一時停止、取消し又は範囲の縮小

ISMSクラウドセキュリティ認証の基となるJIS Q 27001認証が一時停止、取消し又は範囲の縮小となった場合は、当該ISMSクラウドセキュリティ認証も一時停止、取消し又は範囲の縮小としなければならない。

附属書 A（規定）

ISMS クラウドセキュリティ認証の審査工数の計算方法

A.1 一般

この附属書は、ISMSクラウドセキュリティ認証の審査工数の計算式を導き出すための要求事項を規定する。

ISMSクラウドセキュリティ認証の審査工数は、ISMSクラウドセキュリティ認証の適用範囲を対象としたJIS Q 27001認証の審査工数を基礎とし、ISMSクラウドセキュリティ認証に関する要求事項（JIP-ISMS517）、ISMSクラウドセキュリティ認証の立場（クラウドサービスプロバイダ、クラウドサービスカスタマ、両方）、クラウドサービス種別、システム構成、サービス利用者数等を加味して算出する。

JIS Q 27001のサーベイランス審査もしくは再認証審査と併せて拡張する場合における審査工数の計算の基礎として使用できる要因の分類の例を表A.1に示す。

ISMSクラウドセキュリティ認証を拡張する場合の審査工数（表A.1参照）は、JIS Q 27001の初回審査の審査工数を基準とする。

また、ISMSクラウドセキュリティ認証審査のみを単独で施す場合は、表A.1に加えて、1審査人・日程度を追加することが望まれる。

ISMSクラウドセキュリティ認証のサーベイランス審査もしくは再認証審査の審査工数は、ISMSクラウドセキュリティ認証の適用範囲を対象としたJIS Q 27001のサーベイランス審査もしくは再認証審査の審査工数を基にして表A.1を用いて計算する。

表A.1 - 審査工数の計算のための要因の分類

（JIS Q 27001のサーベイランス審査もしくは再認証審査と併せて実施する場合の例）

ISMSクラウドセキュリティ認証の立場	ISO/IEC 27017の管理策による増加要因	クラウドサービス種別等の増加要因	追加の審査工数*
クラウドサービスプロバイダ	40%	+α	40%+α
クラウドサービスカスタマ	40%	+α	40%+α
クラウドサービスプロバイダ及び クラウドサービスカスタマ	70%	+α	70%+α

*ここでの「追加の審査工数」とは、JIS Q 27001の審査工数に追加するISMSクラウドセキュリティ認証の審査工数のことであり、現地審査工数並びに計画立案及び報告書作成等のための現地以外の工数を含む。

また、現地審査工数は審査工数全体の70%未満にならないことが望ましい。